

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年3月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2100152号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2100061号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成25年12月25日は34万3,000円、平成26年7月25日及び同年12月25日は35万2,000円に訂正することが必要である。

平成25年12月25日、平成26年7月25日及び同年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月25日、平成26年7月25日及び同年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年12月25日
② 平成26年7月25日
③ 平成26年12月25日

A社から、請求期間①から③までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①から③までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B銀行C支店から提出された請求者に係る預金元帳、複数の同僚から提出された請求期間①から③までに係る賞与明細書(写)及び事業主の回答から判断すると、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から③までの標準賞与額については、上記の預金元帳及び同僚の賞与明細書(写)により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は34万3,000円、請求期間②及び③は35万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年12月25日、平成26年7月25日及び同年12月25日の賞与について、

請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 25 年 12 月 25 日、平成 26 年 7 月 25 日及び同年 12 月 25 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100154号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100062号

第1 結論

請求者のA社における平成26年12月25日の標準賞与額を21万円に訂正することが必要である。

平成26年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年12月

A社から、請求期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳(写)、複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書(写)及び事業主の回答から判断すると、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支払年月日については、上記の預金通帳(写)において確認できる振込日及び事業主の回答から、平成26年12月25日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準賞与額については、上記の預金通帳(写)及び同僚の賞与明細書(写)により推認できる厚生年金保険料控除額から、21万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成26年12月25日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成26年12月25日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納

付する義務を履行していないと認められる。